

○加西市誰もが性差にとらわれず共に生きる社会づくり条例

令和4年3月24日条例第1号

加西市誰もが性差にとらわれず共に生きる社会づくり条例

加西市は、播磨国風土記の根^ね日^ひ女^め伝説の舞台となる緑の自然に囲まれた多くの古墳が残されているなど、古^{いにしえ}から人々が営みを続けてきた歴史豊かなまちとして発展してきました。

時代が進み社会や文化の流れの中で、いろいろな場面で性差が見られるようになり、長い間、多様な生き方の妨げになっていました。加西市では男女共同参画社会の実現を目指し、平成19年度には「加西市男女共同参画都市宣言」を行うほか様々な取組を進めてきたところです。しかし、今なお性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、とりわけ地域活動や政策・方針決定の場への女性参画の面では、まだまだ協創のまちづくりの推進を力強く進めるために、私たち一人一人が向き合うべき課題が多くあります。

そして、少子高齢化やデジタル化が進むなか、コロナ後の新しい生き方や働き方に対応していくためには、性別にとらわれずに全ての人が個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会でなくてはなりません。

私たちは、先人たちが築きあげたこの地が、更に内外に開かれ、誰もが一人一人の人権を尊重しながら、安心して自分らしく生き生きと輝く社会の実現を目指して、地域のあらゆる分野で共に支え合い参画する社会づくりに取り組むことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、地域団体及び教育関係者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画 全ての人が性別、性的指向、性自認等にかかわらずなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる場における活動に参画する機会が確保されることによって、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができるとともに、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいいます。

- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (4) 地域団体 市内において、市民が主に組織する団体で、自治会、ふるさと創造会議、特定非営利活動法人等その他の営利を目的とせずまちづくりに関わる活動を行う団体をいいます。
- (5) 教育関係者 市内の学校、地域、家庭その他のあらゆる場において、教育及び保育に携わる個人又は法人その他団体をいいます。
- (6) 性的指向 人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいいます。
- (7) 性自認 自らの性についての自己認識をいいます。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいいます。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（配偶者であった者を含みます。）又は交際相手等親密な関係にある者（親密な関係にあった者を含みます。）に行われる身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいいます。
- (10) ジェンダー平等 一人一人の人間が、性別にかかわらず、平等に責任、権利及び機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 全ての人個人として尊重されること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること等の人権が尊重されること。
- (2) 男女の性別にとどまらず、人の性は多様なもので、人格の基礎ともなるために、等しく尊重されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、全ての人社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (4) 全ての人社会の対等な構成員として、社会のあらゆる場における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族の構成員が性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、家庭以外の活動を行うことができるようにすること。
- (6) 全ての人性別に対する理解を深め、妊娠、出産等について個人の意見が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。

(7) 全ての市民、事業者、地域団体及び教育関係者（以下「市民等」といいます。）が、地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自発的かつ自主的に男女共同参画社会を推進する活動に参画するとともに、地域活動に参画する他のものと協働して取り組むこと。

(8) 国際社会及び国内における男女共同参画に係る取組を積極的に理解すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、男女共同参画社会の推進に関する施策（以下「推進施策」といいます。）を総合的に策定し、実施するものとします。

2 市は、推進施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等との連携に努めるものとします。

3 市は、職員一人一人の男女共同参画に関する認識を高める等、率先して男女共同参画社会の推進に努めるものとします。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、その推進に努めるものとします。

2 市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとします。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女共同参画社会の推進に取り組むよう努めるものとします。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境を整備するよう努めるものとします。

3 事業者は、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとします。

（地域団体の責務）

第7条 地域団体は、基本理念に基づき、その運営又は活動に関する方針の決定等について、全ての人が対等に参画する機会を確保するとともに、性別にかかわらず能力を発揮できる環境を整備するよう努めるものとします。

2 地域団体は、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとします。

（教育関係者の責務）

第8条 教育関係者は、男女共同参画社会の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に基づき、教育を行うよう努めるものとします。

2 教育関係者は、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとします。

（性別等による権利侵害の禁止）

第9条 全ての人、性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いをしてはなりません。

2 全ての人、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等の暴力を行ってはなりません。

3 全ての人、本人の同意を得ないで、当該本人に関して知り得た性的指向、性自認等の内容を他人に漏らし、又は本人に公表を強制若しくは禁止してはなりません。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 全ての人、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる 表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければなりません。

(計画の策定)

第11条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を定めるものとします。

2 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第25条第1項に規定する加西市男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかに公表するものとします。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用するものとします。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、各種施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮しなければなりません。

(附属機関等における構成員の男女の均衡)

第13条 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合には、男女の数に配慮するよう努めるものとします。

(市民等の理解を深めるための措置)

第14条 市は、男女共同参画社会の推進について、市民等の理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他の適切な措置を講ずるものとします。

(市民等に対する支援)

第15条 市は、市民等が行う男女共同参画社会の推進に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとします。

(ワーク・ライフ・バランスの推進)

第 16 条 市は、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域生活等との調和を保ち、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択及び実現できるよう必要な支援に努めるものとします。

(意思決定の場における男女対等な参画の推進)

第 17 条 市は、男女が共にあらゆる分野の活動の面において、方針の決定過程に参加できる機会の確保の支援に努めるものとします。

(男女共同参画に関する教育の推進)

第 18 条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育及び学習の機会において、男女共同参画やジェンダー平等に関する教育及び学習を促進するための必要な支援を行うよう努めるものとします。

(防災の分野における施策の推進)

第 19 条 市は、全ての人々が、避難所等において被災者一人一人の人権が守られ安全に安心して生活できるように、平常時より多様な視点からの防災・減災の取組を十分理解した防災体制の整備と防災に関する意識啓発の実践に努めるものとします。

(誰もが能力を発揮できる働き方の推進支援)

第 20 条 市は、雇用を行う事業者及び就業者に対し、雇用の分野における男女共同参画が推進されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとします。

(ドメスティック・バイオレンスの防止等)

第 21 条 市は、関係機関と連携して、ドメスティック・バイオレンスの防止に努めるとともに、当該暴力の被害を受けた者を保護し、及び自立を支援するため必要な措置を講ずるものとします。

(苦情等又は相談への対応)

第 22 条 市は、市が実施する推進施策に関し、市民等から苦情又は意見（以下「苦情等」といいます。）の申出があったときは、適切に対応するものとします。

2 市は、性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の推進を阻害する行為に関し、市民等から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとします。

3 市長は、前 2 項に規定する苦情等又は相談への対応について必要があると認めるときは、第 25 条第 1 項に規定する加西市男女共同参画審議会の意見を聴くことができるものとします。

(拠点機能)

第 23 条 市は、推進施策を実施し、市民等による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点機能の充実に努めるものとします。

(年次報告)

第 24 条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を取りまとめた年次報告を作成し、これを公表するものとします。

(加西市男女共同参画審議会)

第 25 条 男女共同参画社会の推進について調査及び審議するため、加西市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画社会の推進に関し必要と認められる事項について、市長に意見を述べることができます。

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

(経過措置)

2 第 3 次加西市男女共同参画プランは、第 11 条第 1 項の規定により策定された男女共同参画計画とみなします。